

令和4年度種子島滞在型観光促進事業 「星空観光企画事業業務委託」公募仕様書

1. 業務名

星空観光企画事業

2. 業務の目的

国内最大のロケット発射場を有し、宇宙に最も近いイメージと美しい海をはじめ鉄砲伝来の地という歴史的聖地のほか、豊かな自然と食は島の魅力であり、日中の観光は数多く存在するが、夜のコンテンツの少なさから滞在型観光につながらない一面もあります。そこで、「ロケット」・「海」・「自然」と最も相性の良い「星空」を組み合わせることで、これまでに無かった新しい観光コンテンツを創造・育成し、「宇宙に最も近い島」の観光商品づくりが可能であります。年間を通じて無数に広がる貴重な資源である「星空」を活用して、数少ない夜の観光コンテンツを作り上げることで、老若男女問わず幅広い層に支持が得られ、宿泊者数の増加につながるものと期待が持てます。国内にあるどの離島よりも、「宇宙」に親和性のある「種子島」の新しい観光企画を目的とします。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年3月3日まで

4. 業務の内容

「星空観光」の知見を有し、他の地域・施設の観光コンサルティング経験者による現地調査及びヒアリングを行い、実際にツアー及びイベント等を実施するスポットの発掘やガイドの育成、星空イベントのプログラム精査、ツアーのモデル作成と体験ツアー実施を業務とします。また、星空観光に欠かせない星空観賞アイテムの選定と購入、お土産や記念品企画、情報発信（イメージ・動画）の制作に至るすべてのコンサルティング業務とします。詳細は、以下のとおりである。

（1）委託業務の星空コンテンツ企画設計及び進行管理

地域の星空環境の実態や課題を確認及び聞き取りを行いながら、企画設計を行うこと。また、進行管理を行い、関係機関との連絡調整など行うこと。

（2）基本業務

① 星空観光コンサルティングの選出・任命

適任者を、その責任において選出・任命すること。

② 事前調査

選出・任命された専門家は、地域の特色や観賞対象（天体）の調査を行い、イベン

ト、ツアーに必要な機材や商品等をリスト化すること。また、モデルツアーに必要な機材・商品は、事前に購入すること。

③星空イベント実施及び鑑賞スポットの精査

地域の有力スポットを調査・確認をして専門家視点から選定すること。

④星空ツアーモデルコースの草案作成

星空だけでなく島の魅力的な観光スポットと組み合わせた「宇宙に近い種子島」的なツアーモデルコースを作成すること。

⑤星空ツアーのデモ体験（2泊3日まで）

④で作成したモデルコースを実際に体験・検証し問題点等を抽出すること。参加者は、専門家とプロまたはそれに該当するガイドと地域関係者数名とすること。なお、星空ツアーのデモ体験は、2回実施すること。

⑥ブラッシュアップミーティング・アイデアの提出

モデルコースを体験し、感じた改善点や課題を洗い出し、提出すること。

⑦星空写真・動画撮影及び編集データ作成

現地での星空写真（イメージ写真）・動画（タイムラプス等）の撮影と編集データの作成を行なうこと。また、撮影した素材と使用权を納品すること。

<静止画写真>

フオトスポット（4～5箇所を選定）×星景写真2枚

<動画（プロモーション用）>

15秒・30秒・180秒

星空のタイムラプスを含む星空動画

星空解説・ロケーション解説用CG映像

出演者は、予算の範囲内とする

<納品形態>

プリントに耐えられる星景写真

4K映像（データ納品）

DVD（SDサイズ）

CGに関して文字情報・テロップ・ロケーション解説すること

地図・地形・アクセス等の情報を分かりやすくCG映像すること

必要に応じたCG・モーショングラフィックスすること

（3）検証業務

①造成したモデルコースのLINEアンケート調査等

スポットの魅力度・行きたいと思う度合い・かけられる費用・希望の交通手段・懸念点など取得したい項目を作成し、LINEアンケート等を実施すること。

②アンケート調査結果・考察資料の提出

アンケート結果及び考察資料を提出すること。なお、アンケート結果は、エクセルデータ（CSV）、考察資料は、pptxとする。

(4) 成果品の提出

委託業務終了後、速やかに下記の成果品を提出すること。なお、成果品に瑕疵など確認された場合には、業務担当者の指示に従い必要な処理を行うこと。この場合、費用は、受託者が負担するものとする。

①業務実施報告書

業務実施報告書（様式任意）を5部提出すること。なお、報告書は、委託業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

②電子記録媒体

報告書電子データを入れた電子記録媒体（CD又はDVD）を5枚提出すること。

(5) 著作権等の取扱い

①著作権者

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、種子島観光協会に帰属する。

②第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、種子島の観光振興に資し、適当と認められる場合に限り、種子島観光協会が行うものとする。

③権利関係の処理

- ア. 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うものとする。なお、それに係る費用は、委託料に含むものとする。
- イ. 委託者及び受託者が従前から所有していた写真等の素材を使用する場合についても、前記ア. のとおりとする。
- ウ. 広報資材に地図データを使用する場合は、権利が種子島観光協会に帰属するように調製すること。
- エ. 第三者からの異議申し立て及び紛争の提起について、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- オ. 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、種子島観光協会と受託者で協議するものとする。

(7) その他・業務遂行上の留意点

- ①本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、目的達成のため、予算の範囲内において、本仕様書以外の考えがあれば提案すること。
- ②受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。
- ③受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- ④受託者は、業務の実施にあたって、逐次、種子島観光協会と打ち合わせを行い、協

議録を作成の上、情報共有を行うこと。

⑤受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、種子島観光協会と協議の上、許可を受けること。

⑥受託者は、本業務により得られた資料、情報等を種子島観光協会の許可なく公表、貸与、使用、複写または、漏洩してはならない。

⑦業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良個所が発見された場合、すみやかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る費用は、受託者の負担とする。

⑧業務に必要な資料及びデータ等で提供可能なものは貸与するが、業務完了後、すみやかに返却すること。

⑨新型コロナウイルス感染拡大等の状況によっては内容の変更、中止等の判断を双方で協議し決定する。

⑩本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、すみやかに種子島観光協会と協議の上、適切に実施すること。